監査公表第830号

財政援助団体等監査（事務）の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第199条第14項前段の規定により京都市長及び京都市教育委員会から通知がありましたので、同項後段の規定により次のとおり公表します。

令和８年１１月１２日

京都市監査委員

1　令和７年度財政援助団体等監査（事務）（令和８年３月 31 日監査公表第 824 号）

（教育委員会－１）

監　査　の　結　果　（　指　摘　事　項　）
9　公益財団法人京都市生涯学習振興財団 ⑶　出資団体監査 a　団体関係 ⒜　財務諸表の作成 財務諸表の作成において、以下のような事例があった。 ・　貸借対照表内訳表において、一般正味財産から特定資産への充当額が適正でなかったものがあった。 ・　正味財産増減計算書において、賞与繰入金の計上額が誤っていた。 財務諸表の作成を適正に行うよう、生涯学習振興財団に対して指導し、改められたい。

講　じ　た　措　置
財務諸表の指摘事項については、令和７年度決算書類において以下のとおり指導した。 ・　貸借対照表内訳表において、一般正味財産から特定資産への充当額について、一般正味財産の期末残高の金額に関わらず配賦割合に基づき一律で配賦していたことにより、充当額が一般正味財産期末残高を上回っていた。 今後は特定資産への充当額を個別に決定するよう改め、充当額が適正であるか顧問税理士とダブルチェックを行うこととした。 ・　正味財産増減計算書において、賞与引当金繰入額について、期首に賞与引当金の振替処理を行っていたことにより、当期増加額と当期減少額の差額が表示されていた。 令和８年度以降は、再振替を行わず、正味財産増減計算書に適正な繰入額を計上するよう改め、顧問税理士とダブルチェックを行うこととした。

２　令和５年度財政援助団体等監査（事務）（令和６年４月５日監査公表第 806 号）

（文化市民局－１）

監　査　の　結　果　（　指　摘　事　項　）
２　公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団 ⑸　公の施設の指定管理者監査 ａ　所管課関係 (a)　指定管理業務の範囲 京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針（以下「運用基本指針」という。）においては、指定管理業務及び指定管理者の自主事業に係る必要な手続が定められているが、指定管理業務か自主事業か明確でないものがあった。 指定管理者が実施する業務の位置付けを明確にしたうえで、運用基本指針に基づき、適切な指定管理者制度の運用となるよう改められたい。

講　じ　た　措　置
御指摘の事業については、現在の指定管理期間（令和５年度～令和８年度）においては指定管理業務として位置付けているため、当該期間中に当該事業の位置付けを変更することは困難である。 このため、令和９年４月から開始する次期指定管理期間においては、当該事業を自主事業として取り扱うこととし、自主事業実施の承認及び施設の目的外使用の許可を行うなど、必要な手続を行う。 なお、指定管理者が自主事業を実施する場合、公募時の募集要項及び要求水準書において、本市に自主事業に係る事業計画書を提出し、事前協議を行ったうえで承認を得ることを従来から求めている。引き続き、本市から指定管理者に対し、事業計画書への自主事業内容の明記を求めるなど、業務の位置付けを明確化していく。

（監査事務局）